

八戸市農業委員会農政部会議事録

日 時：平成 28 年 9 月 9 日（金）

時 間：午後 1 時 30 分 農地部会終了後

場 所：南郷公民館 大ホール

部会委員数 20 名

出席委員数 17 名

1 番 齋藤 正人、2 番 明戸 政勝、3 番 和泉 俊雄、4 番 三浦 慶一、7 番 村上 仁
8 番 西野 茂雄、9 番 三浦 豊、10 番 荒川 喜一郎、12 番 川畑 修一、13 番 上野 正雄
14 番 谷地 秀典、15 番 森園 秀一、17 番 赤坂 英夫、18 番 松橋 剛志、19 番 清川 新一
20 番 下館 敏、21 番 籠田 悦子

欠席委員 3 名

5 番 前澤 時廣、6 番 大沢 俊幸、11 番 坂下 彌一

職務のため出席した職員

事務局長 上村 智貞、事務局次長（農地 GL）寺沢 智幸、農政 GL 村上 司
主査 高橋 はるか、主事 折川 暁輝

部会議案案件

議案第 4 号 相続税の納税猶予に関わる特例農地等の利用状況の確認について

齋藤部会長

それでは、これより農政部会を開催いたします。

本日の案件については、議案と協議案件がございますが、議案案件については、農政部会委員のみの発言になりますので、よろしくお願いいたします。本日の出席委員は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

本日の議事につきましては、お手元にお配りしております議事次第に従って、進めさせていただきます。

まず、議事録署名者の指名を行います。

議事録署名者の指名につきましては、本職から指名いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

委員

（「なし」の声あり）

齋藤部会長

御異議なしと認めます。よって、本職から指名いたします。4 番、三浦慶一委員、19 番、清川新一委員の両氏をお願いいたします。

それでは、議案第 4 号相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について、を議題といたします。事務局より説明願います。

高橋主査

それでは、事務局高橋より説明いたします。座って説明させていただきます。

議案第 4 号、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認についてですが、まず、農地を相続した場合、税務署において所定の手続きを執ると、農地に対する相続税の納税が猶予されることになっており、特例農地等とは、そのような相続税の納税猶予の対象となっている農地のことを言います。そして、特例の適用を受けた農業相続人が、相続税の申告期限から農業を 20 年間継続した場合に、納税

猶予されていた相続税が免除されます。

今回は、特例を受けてから20年目となる農地について、一筆ごとに利用状況等を確認し、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認書に記載の上、提出するよう、八戸税務署長から求められたものであります。

なお対象者には、事前に調査する旨を通知し、現地調査を実施しました。

それでは、農政部会議案第4号関係資料を御覧ください。

1ページを御覧ください。こちらは、今回の議案に係る、特例農地等の利用状況確認対象者の一覧となっております。対象者氏名、住所、特例農地等の所在地、筆数については、資料に記載のとおりです。備考欄には、今回確認を行った日付を記載しております。

2ページを御覧ください。2ページからが、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認書になります。利用状況確認者の氏名を資料右上に、特例農地等の所在地番、地目等、面積、利用状況については、資料左側の一連番号ごとに記載しております。なお、整理簿番号、および一連番号は税務署の管理する番号ですので、連続した番号となっていない場合もあります。

また、地目等及び面積の欄については、申告時という所には税務署が管理しているものが記載され、現在という所には、地目等は利用状況を確認した際の状況、面積は農地台帳の面積を記載しております。右端の税務署整理欄には、すべて現地確認を実施しましたので、有と記載しております。

それでは、1番目の方の利用状況から説明いたします。一連番号1番、3番、5番、6番は、米を作付けしていました。一連番号2番、4番、及び3ページの8番は保全管理中でした。一連番号7番は平成13年4月の5条転用許可により、農業用倉庫が建っています。

4ページを御覧ください。2番目の方の利用状況について説明します。一連番号2番から5番は保全管理中でした。一連番号6番から8番は6ページの別表のとおり、分合筆、国土調査、交換を経て現在の面積に訂正されていますが、全体として果樹栽培をしていました。

7ページを御覧ください。3番目の方の利用状況について説明します。一連番号1番、2番と8ページの8番は米を作付けしていました。一連番号3番から6番は保全管理中でした。8ページの一連番号7番は野菜を栽培していました。一連番号9番は一部を保全管理し、残りは野菜を栽培していました。

9ページを御覧ください。4番目の方の利用状況について説明します。一連番号2番と4番は米を作付けしていました。

10ページを御覧ください。5番目の方の利用状況について説明します。一連番号1番と3番は保全管理中でした。一連番号2番は米を作付けしていました。

11ページを御覧ください。6番目の方の利用状況について説明します。一連番号1番と3番は保全管理中でした。一連番号2番は野菜、花きを栽培していました。

12ページを御覧ください。7番目の方の利用状況について説明します。一連番号1番は一部荒れ地、残りは草地となっていました。一連番号2番から13ページの7番は全て草地となっていました。一連番号8番は野菜を栽培していました。一連番号9番は保全管理中でした。

ただいま御説明しましたとおり、八戸税務署長へ確認書を提出するものであります。なお、八戸税務署長からの依頼に基づき農業委員会が行う確認は、あくまで特例農地等の利用状況等に関する確認にとどまるもので、相続税額の免除が適当か否かを判断するものではないことを申し添えます。

以上で、説明を終わります。

齋藤部会長

ただいまの説明に対し、御質問等ございませんか。

委員

(「なし」の声あり)

齋藤部会長

ないようですので、原案のとおり回答することに御異議ございませんか。

委員	(「なし」の声あり)
齋藤部会長	ないということですので、この議題につきましては、原案のとおり税部署に回答することとなります。 これで本日の議案については終了いたします。
終了	午後2時25分

以上は、9月農政部会議事の顛末であり、相違ないことを証するため署名する。

議事録署名者

平成 年 月 日 農政部会長 _____

平成 年 月 日 _____

平成 年 月 日 _____

八戸市農業委員会農政部会協議会概要

日 時：平成 28 年 9 月 9 日（金）

時 間：農政部会終了後引き続き実施

場 所：南郷公民館 大ホール

部会委員数 20 名

出席委員数 17 名

1 番 齋藤 正人、2 番 明戸 政勝、3 番 和泉 俊雄、4 番 三浦 慶一、7 番 村上 仁
8 番 西野 茂雄、9 番 三浦 豊、10 番 荒川 喜一郎、12 番 川畑 修一、13 番 上野 正雄
14 番 谷地 秀典、15 番 森園 秀一、17 番 赤坂 英夫、18 番 松橋 剛志、19 番 清川 新一
20 番 下館 敏、21 番 籠田 悦子

欠席委員 3 名

5 番 前澤 時廣、6 番 大沢 俊幸、11 番 坂下 彌一

職務のため出席した職員

事務局長 上村 智貞、事務局次長（農地 GL）寺沢 智幸、農政 GL 村上 司
主査 高橋 はるか、主事 折川 暁輝

部会協議会案件

- (1) 改正農業委員会法への対応について
- (2) 農業体験交流会の結果報告について
- (3) その他

齋藤部会長

続きまして農政部会協議案件に移ります。部会協議案件（1）改正農業委員会法への対応について、を議題といたします。
事務局より説明願います。

寺沢事務局次長

事務局寺沢より、改正農業委員会法への対応について、御説明いたします。
本日は前月の報告内容に農地利用最適化推進委員の地区割りとは定数、その他農業委員と推進委員の推薦、募集、選考に必要な例規の内容を加えましたので、順に御説明いたします。

1 ページを御覧ください。1、基本方針ですが、前回御紹介しましたとおり、次の3点を挙げております。1 つには、農業委員と農地利用最適化推進委員は、それぞれ主な担当業務はあるものの、互いに分担し協力しながら一体となって農地の集約化、荒廃農地の解消に取り組むものとし、2 つ目には、両委員の間には業務内容や待遇に差を付けないようにするほか、業務量は現農業委員と同程度を基本とします。3 つ目には、新農業委員の業務量は現農業委員と同程度を基本とすることから、報酬額についても現行額を引き継ぐものとし、農地利用最適化推進委員も同額とするものです。

2、基本事項ですが、1、総会としての開催は、部会の設置をなくし、毎月総会を開催するものです。なお、総会には農業委員と農地利用最適化推進委員の全員が参加しますが、議案審議時には最適化推進委員はオブザーバーとしての出席となります。2、委員の役職ですが、農業委員の役職は会長、会長職務代理者、委員の3区分に、農地利用最適化推進委員には役職を設けず、委員の1区分とします。3、委員の報酬ですが、会長、会長職務代理者、委員は、従前の月額報酬額を引き継ぐ

ものとし、会長 85,800 円 会長職務代理者 55,700 円 委員 45,100 円、農地利用最適化推進委員は、一般の農業委員と同額とし、月額は 45,100 円とします。4、農業委員と農地利用最適化推進委員の業務分担ですが、農地調査、総会での調査報告及び農地パトロールについては、農業委員と農地利用最適化推進委員を組み合わせ対応します。その他の業務等についても、基本的には両者とも参加対象とします。5、農業委員の選考方法ですが、外部委員による選考委員会審査、順位付けをし、市議会へ同意に関する議案を提出します。6、農地利用最適化推進委員の選考方法ですが、新農業委員の組織会後に新農業委員が選考し、翌月の総会で委嘱します。

2ページをお開き願います。先に、資料にはありませんが、全体の考え方の元を御報告いたします。先行して実施した他都市では農地利用最適化推進委員の確保に大変苦慮したという話を聞きます。当市においても、一昨年の農業委員選挙の立候補の状況や各地区の農家の状況をみますと、新農業委員 19 名のほかに農地利用最適化推進委員を受けの人をどれだけ探せるものか、という意見がありました。旧市内地区での募集については、特に難しいのではないかと意見があります。また、地区割りを細かくしすぎますと、農地調査やパトロール等で柔軟な活動が難しくなるという懸念があります。そのような意見、考え方を踏まえまして、次のとおり地区割りと定数を検討したものです。

資料に戻りまして、農地利用最適化推進委員は定められた区域毎に委嘱する必要があることから、次のとおり市内を五つに地区割りし、それぞれ定数を定めるものとします。市川、下長地区定員 4 名、上長、豊崎地区 4 名、館、是川地区 4 名、大館、南浜地区 4 名、南郷地区 6 名、計定員は 22 名を予定するものです。地区割りの考え方ですが、旧市町村を基本とした地区をそれぞれ隣接する地区と合わせ、市内を 5 地区に分けるものです。ただし、旧市内地区、具体的には中心街を中心に、北は沼館、東は鮫の中心部、南は田向・石手洗、西は田面木のあたりまでとなりますが、この地区の多くは市街化区域内のため農地も少なく、また、小規模のものが多いため、大字毎に隣接する郊外の他地区へ振り分けるものです。

旧市内地区の振分け内容ですが、次の表のとおりで、市川、下長地区へは沼館、城下、江陽を。館、是川地区へは根城、売市、田面木、白山台、糠塚、中居林、石手洗、吹上、長者。大館、南浜地区へは柏崎、田向、類家、南類家、青葉、諏訪、小中野、湊町、白銀町、湊高台、白銀、白銀台、岬台を振り分けるものです。なお、上長、豊崎、南郷への振り分けはありません。

定数の考え方ですが、旧地区の基本定数を 2 名とし、隣接した地区と合わせた数を定数とします。よって、1 地区あたり定員は 4 人となるものですが、島守と中沢を合わせた南郷は、単純に 4 人にとすると委員一人あたりの面積が 544ha となり、他地区との差が大きくなることから、次に多い館、是川地区の 360.9ha 程度まで下げたため、定数を増やす調整をした結果 6 人となるものです。推進委員を 22 名としますと、農業委員 19 名と合わせ 41 名となり、現在の農業委員定数 37 名に比べますと 4 名の増となります。

3ページをお開き願います。4、業務別の概要ですが、ここは先月御紹介した内容と同じですが、改めて御紹介いたします。総会については、総会は、農業委員が議決権のある委員として審議に参加し、農地利用最適化推進委員は議決権がないオブザーバーとして出席します。議事進行は、会長が議長を務め、職務代理者が補佐します。最適化推進委員は、議案のうち自分の担当区域の案件のみ意見を述べることができます。協議案件については最適化推進委員も発言可能です。農地調査については、農業委員と農地利用最適化推進委員は、二人一組で農地法許可申請案件の調査をし、総会で報告します。あっせん委員会は農地利用最適化推進委員 1 名以上となることから、あっせんの案件については、必ず地区の農地利用最適化推進委員 1 名が担当します。地区担当の最適化推進委員がいる場合は最適化推進委員が、地区担当の最適化推進委員ができない場合は農業委員が担当します。農地パトロール、利用状況調査、荒廃農地調査については、農地パトロールは、農業委員 1 人と農地利用最適化推進委員 1 人と職員 1 人の 3 人で行い、主に非農地判定が必要な

物件の確認を行います。上記のほか、随時、地区内農地の利用状況調査を行います。

農業委員会大会については、三八地区大会と県大会とも、農業委員と農地利用最適化推進委員の全員を出席対象とします。農家座談会については、農業委員と農地利用最適化推進委員は、出身地区の座談会へ出席します。農業者と語る会については、農業委員と農地利用最適化推進委員の全員を出席対象とします。

4ページをお開き願います。5、10月臨時総会で必要な議決事項についてですが、12月市議会定例会に制度改正に係る条例制定、改正議案を提出するため、来月10月に臨時総会を開催し、農業委員の推薦、募集、選考に必要な3つの条例等の議決を得る予定であります。1の八戸市農業委員会の委員等の定数に関する条例は、農業委員と農地利用最適化推進委員の定数を定めるもので、平成29年7月15日施行日として新たに制定するものです。また、附則では、現在ある八戸市農業委員会の選挙による委員の定数条例、八戸市農業委員会の選挙による委員の選挙区及び定数に関する条例、及び八戸市農業委員会の部会の委員の定数に関する条例の廃止を規定することとなります。2の八戸市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例は、部会長等の区分がなくなることなど、農業委員の報酬額を改正するとともに、農地利用最適化推進委員の報酬額を新たに加えるため、一部改正するものです。3、八戸市附属機関設置条例は、農業委員の選考を行うため、外部委員による八戸市農業委員会委員選考委員会を市長事務部局が設置するために、一部改正するものです。

6、1月臨時総会で必要な議決事項ですが、先ほどの条例が12月議会で議決された後、条例に関連する農業委員と農地利用最適化推進委員の推薦・公募並びに農業委員選考委員会の組織・運営に必要な規則を制定するため、1月に臨時総会を開催し審議する予定のものです。1の八戸市農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規則は、農地利用最適化推進委員の推薦、応募に関する資格、委嘱に関する手続き等を規定するので、農業委員会でも新規に制定するものです。

2の八戸市農業委員会の委員候補者の選考に関する規則は、農業委員の推薦、応募に関する資格、選考に関する手続き等を規定するもので、市長部局が新規に制定するものです。3の八戸市農業委員会委員選考委員会規則は、附属機関として設置する八戸市農業委員会委員選考委員会の組織および運営等に関し必要な事項を規定するもので、市長部局が新規に制定するものです。

以上が、これまでにまとめました改正農業委員会法への対応に関する基本方針の内容です。

来月10月の臨時総会で関係条例の制定、一部改正について農業委員会として決議するに当たり、本日は委員の皆様から御意見、御提案を頂きたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上で説明を終わります。

齋藤部会長

ただいまの説明に対し、何か御質問等ございませんか。

鳥喰委員

はい。

齋藤部会長

はい、鳥喰委員。

鳥喰委員

少し、あまりにすごく分かりにくいのですが、これを見ている分では、推進委員と農業委員との差というのは、総会の議決権がない他はほとんど一緒ですね。

齋藤部会長

はい、そうです。

鳥喰委員

それで定数は推進員は22名になって、農業委員は19名。報酬も全く一緒。理解し難いのですが、もし定数条例を作って、どちらかの定数が足りないという状況があったときはどうするのでしょうか。

上村事務局長 立候補や推薦を受ける段階にあつては、農業委員の方にも推進委員の方にも立候補なり推薦を受けることができます。ただ、兼ねることはできませんので、農業委員に決まった場合には、推進委員の対象から除かれるというようなことになってきます。それで、人数を決めたときに不足等が生じた場合には、再度、推薦なり公募をすることになると思います。

鳥喰委員 現地調査も全く一緒にやるみたいですよ、これを見ると。総会で報告する時は農業委員の方だけで、議決権も農業委員のみですよ。それ以外は全く一緒の仕事をするのですよね。そういう風に理解しますけども。

上村事務局長 はい。そこを実は狙って組んだものでございます。基本的には、国の指針等なりでは、農地利用最適化推進委員は現地調査を主に、農業委員には総会による議決、また、農業委員は何でもできますので、現地調査うんぬんというのも全てできることになるのですけども、どちらの委員、つまり推進委員についても農業委員会の業務について全部を網羅していただきたい、ということもありまして、業務には差を付けずに、業務に差がないということは報酬にも差を付けずに、一体となった形で農業委員会の事務を進めてもらいたいということでもあります。

以上です。

齋藤部会長 よろしいでしょうか。
他にありますか。

田名部委員 はい。

齋藤部会長 はい。

田名部委員 決して高い報酬が欲しくて発言するものでないことだけお含みいただきたいと思うのですが、報酬は示されておりますが、ちなみに青森県内で皆共有している額なのでしょうか。加えて、推進委員が同額であることも県内同じく同額にされるものですか。

ちなみに青森県3市又は8市においてでもいいので、農業委員会の委員の報酬の額を御存知でしたら教えてください。

上村事務局長 はい。

現在手持ちにあるのは、4月に新たな農業委員会に移行した市町村なのですが、弘前市の場合ですと、これまでの農業委員の報酬は49,000円、新しい農業委員は40,000円、農地利用最適化推進委員は31,000円。平川市は、これまでが26,000円、農業委員については同額、最適化推進委員については21,000円でございます。平内町は、これまでが30,000円、新委員は同額、最適化推進委員は日額として設定しております。日額で2,000円となっております。おいらせ町でございますけれども、これまでが14,500円、新農業委員については同額の14,500円、農地利用最適化推進委員については9,700円。

このように、若干ですが農地利用最適化推進委員は、業務を少し変えているということもあって報酬に差を付けてございます。

田名部委員 「高い」「安い」はまた別の議論になるかと思いますが、他市の方は、あまり農業委員会の機能を果たしていないから、低額な報酬で運営されているのかなと感じるのですが。なおかつ、この事業、いわゆる委員会活動の状況を見ますと、私は決してこの額が高いとは思わないです。何日か拘束されるわけですから、家で稼いでいる方が、損得の話ではありませんけれども、利があるわけですよ。

再三、気に掛かることは、農業委員と推進委員が同じ業務をしながら、一方は議決に加わって、一方はオブザーバーとして出席していることです。必ずオブザーバ

ーとして出席させることになっているのですか。

上村事務局長

最適化推進委員については、総会にて意見を述べるができる規定、ということになっています。

田名部委員

その都度出席させるということですか。

上村事務局長

そうなります。

今後の活動、総会の在り方なのですが、議決権というのは主に農地部会を想定してのことかと思いますが、これまでやっていた農政部会については、今後は全て一体となって総会として開催することになります。そうすると、協議案件につきましては農業委員、それから最適化推進委員も意見を述べ合う、というように、総会自体には、農業委員と共に最適化推進委員も参加していただきたいと、このように考えてございます。

田名部委員

考え方として、委員は委員として理解できるのですが、推進委員を経験した後に委員に交代させるという性格のものであれば、オブザーバーとして出席していただいて、委員で初めて議決権を行使できるとなれば、格好良いのかな、整合が取れるのかなという感じがするのですが。

やってみないことにはわからないでしょうけども、推進委員は議決者と一緒に現地を歩いて、総会では、ただ座っててください、ということが理解できない部分があることだけ、意見申し上げます。

齋藤部会長

他にございませんか。

鳥喰委員

はい、すいませんもう一つ。

齋藤部会

はい、鳥喰委員。

鳥喰委員

局長からお聞きしたいのが、八戸市程度の規模の市でも結構ですし、それ以下でも構いませんが、例えば、推進委員を設けずに農業委員だけでやっていきます、という所はあるのでしょうか。

上村事務局長

推進委員を設置しなくて良いというのは法律で決まっております、耕作放棄地の率が、数値は忘れましてけれどもかなり少ない。それから担い手の農地集積率が80%と規定されてございます。県内では鶴田町のほかに1~2の市町村だけが、その法律によって推進委員を設置しないことができます。40 ございます市町村のうち、他の37~38の市町村は全て推進委員を設置しなければならないということになります。

齋藤部会長

他にございませんか。

谷地委員

ちょっと、良いですか。

齋藤部会長

はい、谷地委員。

谷地委員

年齢制限が全然付いていないですけれども、選挙がなくなって年齢制限がないということは、中学校終わってすぐ百姓やっている人でもできるとか、80歳、90歳になっても委員になれるとか、全く制限なくできるものですか。

上村事務局長

選考に当たって、そこは加味される場所ではないかと思っております。弘前の方では満20歳以上と条件を付けてございます。立候補や推薦において。現在では

選挙権が18歳以上になっているということもございまして、一応年齢には基準は設けないでおきたいと思っております。ただ、選考するに当たって、そのところは当然加味されるものと考えてございます。

高橋委員 はい。

齋藤部会長 はい、どうぞ。

高橋委員 高橋と申します。
資料の2なのですが、地区割りの考え方というのが付いていますけれども、大館、南浜地区が4名となっています。これの基準は面積ですか。

上村事務局長 はい。
基本的には、面積というよりは地区です。大館、南浜の場合ですと、大館地区として2名、南浜地区として2名と考えてございます。
それは面積というのも当然あるかと思うのですが、農業委員会としての業務とすれば、申請件数などから見ると各地区でだいたい同じだということがありまして、地区にまず2名は必要だろうと。それで他のところは1名や3名のところがあってもいいのか、というところではなくて、基本的には旧地区で2名、合体して4名。そうするとある程度カバーできるのではないかと考えました。南郷地区につきましては、反対のことを言ってしまうのですが、面積がかなりあるので、そこは少し増やしておきます、という考え方で組ませていただきました。

高橋委員 もう大体これで決まっているのですか。ちょっとこう見ただけだと、範囲がすごいですね、大館と南浜は。その面積の割には4名なのですよ。
帰ってから、どういうふうになって、こうなったのだと説明できるように聞いておきたいと思ひまして。よろしくお願ひします。

上村事務局長 はい。
確かに区域の農地面積と、区域の範囲というのはまた別にあり、大館、南浜の範囲が広いことは理解しております。ただ、そこに出てくる農業委員会の届出や、申請の件数からすると差がないということで、繰り返しになるのですけれども、そのように考えてございました。

齋藤部会長 よろしいでしょうか。

赤坂委員 はい。

齋藤部会長 はい。

赤坂委員 赤坂です。
1ページの農業委員の選考方法とありますが、外部委員による選考委員会で審査をし、順位付けをし、市議会へ同意に関する議案を提出すると書いてありますけれども、この選考委員会が選考するとき、その選考基準というのはどういうふうになるのでしょうか。

寺沢事務局長次長 はい。選考基準をどうするかという質問ですが、まず、候補者に立候補していただくときには、住所、氏名、年齢等を書いていただく他に、農家経営の今までの実績等も書いていただきます。また、団体推薦とか、他者からの推薦があるとか、それらを元に判断していくしかないということで、詳しくはこれから決めていかなければならないと思ひしているところです。

齋藤部会長	以上でよろしいでしょうか。
上野委員	良いですか。
齋藤部会長	はい。
上野委員	例えば、八戸の規模で推進委員をいらないということを選択肢にいれても良いものですか。その場合、農業委員の数をもう少し増やしても良いのでしょうか。
上村事務局長	すいません。私の説明が悪かったです。推進委員を定めなくても良い所は条件が決まっております。青森県内には、2～3の市町村しかございません。八戸市の場合は、選択肢はなく、推進委員を設置しなければならないということです。
上野委員	それから、もうひとつ。業務の内容ですが、同じような仕事をさせて、推進委員の方は議決権がないということはやはりおかしいと思います。それはもう決まっています。仕方ないことだとは思いますが、全然腑に落ちません。
上村事務局長	繰り返すにはなりますけれども、推進委員と農業委員について、推進委員の仕事というのは、ある程度市町村によって考え方に違いが出てくるかと思えます。 先ほど、他市町村の推進委員の金額をお知らせしたのですが、金額が低いということは、推進委員の総会での役割とか業務とかがないから、というような形で設定しているからだと思います。 八戸市は、推進委員と農業委員とが一体になって、これまでの業務を継続してもらいたいという考え方をしたいということで、このように提案させていただいております。
齋藤部会長	よろしいでしょうか。 他にございませんか。
委員	(「なし」の声あり)
齋藤部会長	ないようですので、この案件については終了いたします。 続いて、(2) 農業体験交流会の結果報告について、を議題といたします。 事務局から説明願います。
折川主事	事務局の折川から、平成28年度農業体験交流会について、内容を御報告いたします。まず始めに、当日はお忙しい中、籠田会長と馬場農地部会長にお越しいただき、ありがとうございました。 それでは、お手元の資料を御覧ください。まず、交流会は平成28年9月4日日曜日に、南郷の山の楽校で行いました。 次に、資料(3)参加者の項目を御覧ください。今回の参加者は20代から40代の農業に興味のある独身男女で、婚活に興味のある方を三八地域、おいらせ町から募集した結果、男性13名、女性8名、計21名の応募がありました。年代別内訳は男性は30代、40代が11名と多く、うち農業従事者が1名となっております。女性は30代が多く、40代の申し込みはありませんでした。それぞれの平均年齢は男性38.0歳、女性29.9歳となっております。また、市町村別内訳は、男性が八戸市11名、南部町2名、うち農業従事者は南部町から1名となっております。女性は八戸市8名で、男女とも大半が八戸市から参加しております。 次に(4)カップル成立数についてですが、今回は2組のカップルが成立しました。いずれも八戸市の方で、残念ながら今回は農業従事者の方のカップル成立はありませんでした。 続きまして、裏面を御覧ください。(5)内容と交流会の様子について御報告い

たします。当日は台風により多数のひまわりが被害を受けたため、当初予定していた花畑ウォークは行わず、ゲームやグループトーク等を行い交流の機会を増やしました。まず移動中のバス車内では自己紹介を行い、山の楽校到着後、体育館内で講師のお手本の元、そば打ちとてんぽせんべい焼き体験を5名から6名のグループに分かれて行いました。作業中は初めてのそば打ちに苦戦しながらも、参加者同士で会話をしつつ楽しそうに作業をしていました。

完成したそばとせんべいを食べた後は、1対1で異性の方全員と対話するトークタイムを設けて、1名の方と3分間お話してもらいました。その際、自己紹介だけでなく、そば打ちやてんぽせんべい焼きのことを話題に盛り上がる方が多く見られました。その後のジェスチャーゲームはそば打ちの時とは違うグループで行いましたが、皆さんジェスチャーの表現に四苦八苦しなながらも、回答を目指して盛り上がっていました。その後のグループトークではジェスチャーゲームについて話す方が多く、良い話題作りになったようでした。グループトーク終了後は連絡先カードを渡したり、気になる相手に話しかけに行くアピールタイムを設けました。

最後にカップル発表タイムとして、カップリングカードを提出していただき、今回は2組のカップルが成立しました。八戸市庁到着後はその場で解散といたしましたが、交流会中に仲良くなった参加者同士で一緒に帰る様子や、グループで遊びに行く様子が見られました。

交流会終了後アンケート調査を行いました。参加のきっかけの項目では女性はほとんどの方が口コミであり、男性は口コミの他にあおもり出会いサポートセンターからの情報による参加が多いという結果でした。また、今回の交流会では、そば打ち、てんぽせんべい焼き体験のほか、ジェスチャーゲームが楽しかったという意見を多く頂きました。特にジェスチャーゲームはお題の難しさについてや、どうすれば伝わりやすかったのかなど、その後の交流タイムでの話題に繋がったようです。その結果、交流時間が足りない、と感じる方もいらっしゃいました。全体的には7割の方に満足という意見を頂き、おおむね好評な結果となりました。

終わりに報告となりますが、昨年度から八戸農協が、今年度からは市の子育て支援課で婚活事業に取り組むこともあり、当委員会での婚活事業は今年度で最後とすることにいたしました。今後は市全体での取り組みとなるよう、当委員会でもこれまでに交流会で培ったノウハウを引き継ぎ、応援していければと考えています。

委員の皆様におかれましては、これまで交流会開催の周知活動や実行委員として御協力いただき、ありがとうございました。

以上で平成28年度農業体験交流会の報告を終了いたします。ありがとうございました。

齋藤部会長

ただいまの説明に対し、何か御質問等ございませんか。ありませんか。ないので、この案件については終了いたします。

続いて、(3)その他を議題といたします。農政部会に関わらず御意見、御質問等皆様から何かありましたら、お願いいたします。ございませんか。ないので、本日の案件は終了いたします。

それでは進行を事務局にお返しいたします。

終了

午後3時00分